

多古町デマンドタクシーのお知らせ

R5.10

デマンドタクシーとは、運転ができない方などを対象に、同じ時間帯に予約をした方との乗り合いタクシーです。

通院やお買い物、趣味や習い事の移動など、利用の目的は自由ですので、気軽にご利用ください。

利用できる方

多古町民の方で、以下のいずれかに該当する方

- 運転のできない方（高校生までの方を除く※1）

※1 令和5年1月6日から実証運行として、
事前登録された中学生も利用します

- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の所持者

- 運転免許を返納された方

- 運転を控えている方

- 上記の付添人（外出、乗降に補助が必要な方は付添人の登録が必要です）

運行範囲

町内全域

出発地・目的地は

ご自宅 ↔ 公共的施設

公共的施設 ↔ 公共的施設

公共的施設とは…

（病院、スーパーなどの商業施設、銀行、役場、コミュニティプラザ、バス停など町内の施設は基本的に送迎できます）

※親戚や友人宅など個人宅への送迎はできません

ご利用には、**利用者登録（有料）**が必要です。
詳細は裏面をご覧ください。

利用料金

1乗車につき

現金 400円

回数券 300円

（10枚綴り3,000円 タクシー車内で販売）

（例）自宅からお店に行って自宅へ帰る

自宅

お店

自宅

（現金）400円
または
（回数券）300円

（現金）400円
または
（回数券）300円

運行日・運行時間

月・火・水・木・金・土

※祝日、年始（1月1日～3日）は運休

7:30 ~ 17:30

（車庫着）

ご利用は事前に電話予約または

Web予約が必要です。

〈予約受付時間：7:30～17:00（共通）〉

※当日の予約は、電話のみ受け付けます。

（web予約は前日の17時まで）

予約専用電話

設置場所（利用料無料）

多古町役場、コミュニティプラザ、保健福祉センター、多古中央病院
セイミヤ、カスミ（6箇所）

利用者登録

デマンドタクシーをご利用いただくためには、利用者登録（有料）が必要です。

申請に必要な物

- ・ 本人確認書類
(マイナンバーカード、健康保険証など)
- ・ 登録料 (1, 000円)

(お持ちの方)

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 精神障害者保健福祉手帳
- ・ 療育手帳
- ・ 運転経歴証明書

※代理の方が来庁し登録する場合は、利用者様ご本人及び代理の方の本人確認書類をご用意ください。

受付場所

多古町役場 2階
企画政策課

受付時間

平日(8時30分～17時15分)

付添人について

外出や車の乗降に補助が必要な方は付添人を登録する必要があります。

(追加登録料金1, 000円)

付添人用の利用者証を郵送します。
付添人も利用者と同額の運賃が必要です。

利用開始まで

- ① 利用者登録の申請
(役場窓口)



- ② 利用者証の郵送
※申請から一週間程度
でご自宅に郵送します



- ③ 利用開始

問い合わせ先

多古町企画政策課 (0479-76-5417)